

保育料徴収金額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）（円）		
階層区分	定 義	3歳未満児	3 歳 児	4歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0	0
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	7,500	5,000	5,000
第3階層	市町村民税非課税世帯	16,000	13,500	13,500
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	25,500	22,000
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	38,000	34,500
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	52,000	35,500
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	67,500	35,500
第8階層		734,000円以上	75,000	35,500

- (注) ①所得税額には、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除は適用されません。
 ②4月から6月までは、前年分所得税額が確定していないので、保護者から提出のあった書類（前年分の所得税額）に基づき、階層を仮決定します。よって、前年所得税額確定後の階層を本決定した結果、階層が変わる場合は、7月以降の保育料にて精算します。

第2～8階層における同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額がその児童の徴収金の額となります。

第 1 欄	第 2 欄
ア 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表に定める額
イ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所しているア以外の児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表×0.5
ウ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している上記以外の児童	0円

◎保育料が第2・3階層に認定された世帯のうち下記に該当する場合は、
 <徴収金額別表>のとおりとなりますのでお申し出ください。

1. 児童の属する世帯に次の（ア）～（エ）に該当する家族がいる場合

- （ア）身体障害者手帳の交付を受けた方
- （イ）特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者
- （ウ）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- （エ）療育手帳の交付を受けた方

2. 母子世帯等(母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子)で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

<徴収金額別表>

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）（円）		
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層		市町村民税課税世帯	15,000	12,500

☆ 保護者の前年分収入によっては、祖父母等（同居）生計の主宰者の課税状況等により保育料を決定する場合がありますのでご了承ください。

保育料の口座振替日は、毎月26日（ただし休日の場合は翌日または翌々日）です。

万が一、引き落としできなかった場合は翌月10日に再振替（ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合のみ）させていただきますのでよろしくお願いします。